

津市監査委員告示第 9 号

令和 4 年 1 1 月 2 1 日付けで提出された地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求書について、要件審査を実施し
た結果を、令和 4 年 1 1 月 2 8 日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、津
市住民監査請求事務取扱要領第 9 第 7 項の規定に基づき、公表する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	堀	口	順	也

第1 請求の受付

1 受付年月日

本件監査請求書は、令和4年11月21日に受付した。

2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 省略

3 請求の要旨（ほぼ「請求書」原本のまま記載）

津市安濃総合支所地域振興課産業振興・環境担当が安濃町清水字山添地内において、市道でありながら令和4年10月20日に請求後、1か月も経過しながら除草をしない。

又、市道を不法占拠しているのを放置している。

市道の除草、不法占拠を解消する措置を請求する。

第2 請求の却下理由

本件監査請求は、安濃町清水字山添地内の道路敷地の管理を怠っているとして、道路を維持管理する津市安濃総合支所地域振興課に対し、違法又は不当に財産の管理を怠る事実の解消を求めているものと解される。

財産の管理を怠る事実について該当するかの判断については、「地方公共団体の執行機関又は職員の作為又は不作為が財産の管理を怠る事実として住民訴訟の対象となるのは、（中略）不作為によつて道路敷地について地方公共団体の有する財産の価値に影響が及ぶ場合だけで、（中略）財産の価値に何の影響も生じない場合は（中略）作為又は不作為は専ら道路管理者としての道路行政上の問題となることはあつても、住民訴訟の対象となることはないと解すべきである。」（昭和54年12月20日東京地裁判決）とされている。

本件請求を判例に照らすと、道路の除草を怠り（令和4年11月22日現地確認時には除草されていることを確認）、隣接地から繁茂した草木や放置された枯竹により、一部通行困難な箇所が存在するものの、道路としての財産的価値には何ら影響を与えているものではなく、単に道路の維持管理上の問題であることから、住民訴訟の前置手続である住民監査請求の対象となるとは言えない。

よって、本件請求は、住民監査請求の要件を具備していない請求として却下するものである。

以上